

案件概要

個人住民税の課税に関する事務の特定個人情報保護評価（全項目評価書）
（案）について

1 事務の名称

No.2 個人住民税の課税に関する事務

（ 前回の評価実施日

・基礎項目評価：平成27年9月10日（同日公表）

・全項目評価：平成27年9月10日（同日公表）

※以後軽微な修正については、毎年度修正及び公表を行っている。 ）

2 再実施をすることになった理由等

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という）第28条に基づき、上記の事務に関する特定個人情報保護評価について、すでに実施しホームページで公表をしているところです。

この度、前回の公表から5年が経過するため、番号法第28条及び「特定個人情報保護評価に関する規則」第15条、「特定個人情報保護評価指針」第6条第2項第4号に基づき、評価の再実施を行うものです。

3 主な変更内容

- ・前回の公表から5年が経過するため、現在の事務実施状況に合わせた記載をする。
- ・その他法令の改正に伴う修正等をする。

4 その他

パブリック・コメント後に評価書（案）を作成し、川口市情報公開・個人情報保護運営審議会による第三者点検を経て、個人情報保護委員会へ提出・公表します。

案件概要

地方税の収納・滞納整理に関する事務の特定個人情報保護評価（全項目評価書）（案） について

1 事務の名称

No.5 地方税の収納・滞納整理に関する事務

（ 前回の評価実施日

・基礎項目評価：平成27年9月10日（同日公表）

・全項目評価：平成27年9月10日（同日公表）

※以後軽微な修正については、毎年度修正及び公表を行っている。

2 再実施をすることになった理由等

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という）第28条に基づき、上記の事務に関する特定個人情報保護評価について、すでに実施しホームページで公表をしているところです。

この度、前回の公表から5年が経過するため、番号法第28条及び「特定個人情報保護評価に関する規則」第15条、「特定個人情報保護評価指針」第6条第2項第4号に基づき、評価の再実施を行うものです。

3 主な変更内容

- ・前回の公表から5年が経過するため、現在の事務実施状況に合わせた記載をする。
- ・その他法令の改正に伴う修正等をする。

4 その他

パブリック・コメント後に評価書（案）を作成し、川口市情報公開・個人情報保護運営審議会による第三者点検を経て、個人情報保護委員会へ提出・公表します。